鯖江市重層的支援体制整備事業実施計画

令和６年３月

福井県鯖江市

目次

１　計画の策定にあたって・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１

（１）　計画策定の趣旨

（２）　計画の位置付け

（３）　計画の期間および評価

２　事業内容および実施体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２

（１）重層的支援体制整備事業の概要

（２）相談支援

①　包括的相談支援事業

②　多機関協働事業

③　アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

（３）参加支援（参加支援事業）

（４）地域づくりに向けた支援（地域づくり事業）

３　支援会議・重層的支援会議について・・・・・・・・・・・・７

（１）支援会議

（２）重層的支援会議

１　計画の策定にあたって

（１）計画策定の趣旨

本市では令和４年３月に第４次鯖江市地域福祉計画を策定し、「みんなが主役　つながり支えあう　福祉のまちづくり」を基本理念として「地域共生社会」の実現を推進することとしました。その取組の一つが重層的支援体制整備事業です。

本事業は社会福祉法に基づき、市町村において相談支援、地域づくりに向けた支援に係る既存の取組を活かしつつ、新たに参加支援を加えて、「相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の３つの支援を一体的に実施する包括的支援体制を整備することで、重層的なセーフティーネットの構築を目指すものです。

社会福祉法第１０６条の５の規定に基づき、事業を適切かつ効果的に実施するための具体的な実施事業内容を記載した「重層的支援体制整備事業実施計画」を策定します。

（２）計画の位置付け

重層的支援体制整備事業実施計画は、事業の提供体制に関する事項等を定めたものです。

また、上位計画である第４次鯖江市地域福祉計画においても重層的支援体制整備事業を重点事業（リーディングプロジェクト）として位置付け、事業の推進を通して地域共生社会の実現に取り組むこととしています。

なお、高齢・介護、障がい、子育て、生活困窮の既存制度の事業の一部を包括化して実施する事業であることから、各分野別の計画とも調和を保ち、整合性を図った内容とします。

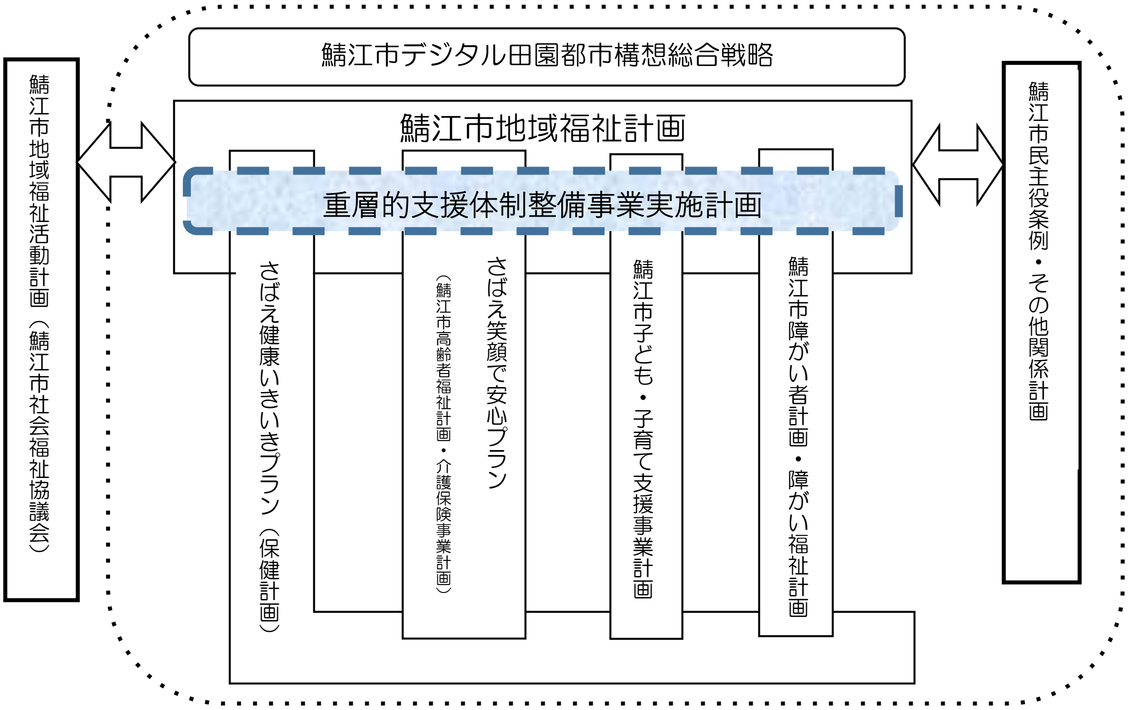

（３）計画の期間および評価

本計画は鯖江市地域福祉計画と一体的に取り組むため、第４次鯖江市地域福祉計画の計画期間に合わせて令和８年度までの計画とし、鯖江市地域福祉計画の進捗状況を評価する「福祉のまちづくり審議会」においてＰＤＣＡサイクルに基づいて進捗状況や方向性を確認・評価し、計画の推進や見直しを進めていきます。

２ 事業内容および実施体制

（１）重層的支援体制整備事業の概要

事業名		事業内容
相談支援	包括的相談支援事業	・属性や世代を問わず包括的に相談を受けとめる ・支援機関のネットワークで対応する ・複雑化・複合化した課題については適切に多機関協働事業につなぐ
	多機関協働事業	・市町村全体で包括的な相談支援体制を構築する ・重層的支援体制整備事業の中核を担う役割を果たす ・支援関係機関の役割分担を図る
	アウトリーチ等を通じた継続的支援事業（新規）	・支援が届いていない人に支援を届ける ・会議や関係機関とのネットワークの中から潜在的な相談者をみつける ・本人との信頼関係の構築に向けた支援に力点を置く
参加支援（参加支援事業）（新規）		・社会とのつながりを作るための支援を行う ・利用者のニーズを踏まえた丁寧なマッチングやメニューをつくる ・本人への定着支援と受け入れ先の支援を行う
地域づくりに向けた支援（地域づくり事業）		・世代や属性を超えて交流できる場や居場所を整備する ・交流・参加・学びの機会を生み出すために個別の活動や人をコーディネートする ・地域のプラットフォームの形成や地域における活動の活性化を図る

（２）相談支援

①包括的相談支援事業

相談者の属性・世代・相談内容を問わず包括的に相談を受けとめ、課題を整理し、利用可能な福祉サービスの情報提供などを行います。

また、受け止めた相談のうち、課題が複雑化・複合化しており、支援関係機関間の役割分担の整理が必要な場合には、多機関協働事業につなぎ、各種支援関係機関等と連携を図りながら支援を行います。

分野、実施事業および担当課	実施体制および事業内容
【分野】 高齢・介護 【実施事業】 地域包括支援センターの運営 【担当課】 長寿福祉課	【支援対象者】 主に６５歳以上の高齢者
	【実施方式】 直営および委託
	【支援機関】 ・鯖江市基幹型地域包括支援センター（直営） ・地域包括支援センターさばえ（委託：鯖江・新横江地区） ・鯖江市社会福祉協議会　地域包括支援センター神明（委託：神明地区） ・鯖江西地域包括支援センター（委託：立待・吉川・豊地区） ・鯖江東地域包括支援センター（委託：中河・片上・北中山・河和田地区）
	【事業内容】 総合相談支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント、介護予防ケアマネジメント
【分野】 障がい 【実施事業】 障害者相談支援事業 【担当課】 社会福祉課	【支援対象者】 障がいのある人およびその家族等
	【実施方式】 直営および委託
	【支援機関】 ・鯖江市障害者等基幹相談支援センター（直営） ・鯖江市障害者生活支援センター（委託） ・相談支援事業所つつじ（委託） ・相談支援センターこうどうえん（委託）
	【事業内容】 基本相談支援、権利擁護、地域移行・定着支援
【分野】 子育て 【実施事業】 利用者支援事業 １）基本型 ２）こども家庭センター型 【担当課】 子育て支援課 健康づくり課	【支援対象者】 子どもおよびその保護者等
	【実施方式】 直営
	【支援機関】 １）基本型　子育て支援センターにじいろ ２）こども家庭センター型 ・児童福祉機能:子育て支援課、子育て支援センターにじいろ ・母子保健機能:健康づくり課（アイアイ親子サポートセンター）

分野、実施事業 および担当課	実施体制および事業内容
	【事業内容】 １） 基本型 子育て家庭の個別ニーズの把握、教育・保育施設および地域子育て支援事業等の利用にあたっての情報集約・提供、利用支援・援護、子育て支援機関との連携・協働の体制づくり等 ２） こども家庭センター型 子育て支援課に統括支援員を配置し、児童福祉機能および母子保健機能の連携が円滑にすすむようケース会議の進行、支援方針についての指導、助言等を行い、業務マネジメントを行う。 ・児童福祉機能：子育て支援課、子育て支援センターにじいろ こども家庭支援員等が中心となり、家庭や地域の状況の把握や子育てに関する情報の提供、相談等への対応（サポートプランの作成等）、総合調整、地域資源の開拓等を行う。 ・母子保健機能：健康づくり課（アイアイ親子サポートセンター） 保健師等による妊娠期から子育て期にわたる伴走型相談支援として、妊娠・出産・育児に関する相談・支援、必要なサービスや支援に関する情報提供、サポートプランの作成、関係機関との連絡・調整等を行う。
【分野】 生活困窮 【実施事業】 自立相談支援事業 【担当課】 社会福祉課	【支援対象者】 現に生活に困窮している、または将来生活困窮になりえる人およびその家族等 【実施方式】 直営 【支援機関】 鯖江市自立促進支援センター 【事業内容】 生活困窮に関する包括的・継続的相談、個別計画の作成・検討等

〈参考〉市民相談窓口

上記の事業は重層的支援体制整備事業において実施する包括的相談支援事業（社会福祉法第１０６条の４第２項第１号に掲げる事業）に該当する相談窓口ですが、庁内には、法令上の対象事業以外にも市民相談窓口があり、福祉関係の相談も多く寄せられています。
【実施事業】消費生活相談、女性相談、人権相談、行政相談、その他相談事業
【担 当 課】ダイバーシティ推進・相談課
【実施方式】直営

②多機関協働事業

支援対象者	市民
実施方式	直営
事業内容	複雑化・複合化した支援ニーズを有し、通常の連携体制では対応が困難なケースについて重層的支援会議等を開催し、課題、支援の方向性の整理、プラン作成、支援関係機関の役割分担等を行う。 事業を円滑に進めるため、高齢・介護、障がい、子育て、生活困窮および市民相談に関する部署に相談支援包括化推進員を配置し、推進員連絡会の開催等を通して分野を横断した情報共有や連携強化を図る。
担当課	福祉総合相談室

③アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

支援対象者	市民
実施方式	委託
事業内容	支援関係機関や地域住民との連携を通して、複合化・複雑化した課題を抱えながらも支援が届いていない人を把握する。潜在的なニーズを抱える人に関する情報を得たのち、訪問等により本人とのつながりを作り、その関係性を続けていくことを目的とし、本人との関係性が構築できたら、本人の希望やニーズを聞き取り必要な支援へとつなげる。
担当課	福祉総合相談室

（３）参加支援（参加支援事業）

支援対象者	市民
実施方式	委託
事業内容	各分野で行われている既存の社会参加に向けた支援では対応できないニーズに対応するため、地域の社会資源などを活用して社会とのつながりづくりに向けた支援を行う。 支援にあたっては、本人やその世帯の課題やニーズに対して、支援メニュー（地域の社会資源）をコーディネートし、マッチングするほか、日頃から支援メニューとしての社会資源の開拓を行う。
担当課	福祉総合相談室

（４）地域づくりに向けた支援（地域づくり事業）

重層的支援体制整備事業における「地域づくり事業」は、高齢・介護、障がい、子育て、生活困窮の各分野において実施されている既存の地域づくりに関する事業の取組を活かし、交流の場や居場所の整備を行うとともに、地域における資源の開発やネットワークの構築等により地域における多様な取り組みのコーディネート、他分野がつながる地域のプラットフォームづくり等を行う事業です。

分野、実施事業および担当課	実施体制および事業内容
【分野】 高齢・介護 【実施事業】 健康寿命ふれあいサロン 【担当課】 長寿福祉課	【支援対象者】 主に６５歳以上の高齢者
	【実施方法】 委託
	【実施機関】 鯖江市社会福祉協議会
	【事業内容】 町内に住む高齢者の自主的運営による介護予防を目的とした「サロン」において、介護予防に関する基礎知識、スポーツ、生涯学習、防災、交通安全など多様な内容の学習や交流を通して神的な安らぎを得ること等により健康寿命を伸ばし、介護予防を推進する。 月１回以上の開催。年間の内容の計画をサロンリーダーが計画し開催。
【分野】 高齢・介護 【実施事業】 介護予防人材育成事業（さばえ♡いきいきサポーター） 【担当課】 長寿福祉課	【支援対象者】 ４０歳以上の市民
	【実施方式】 委託
	【実施機関】 鯖江市社会福祉協議会
	【事業内容】 高齢者の心身の健康を正しく理解して、介護予防活動を地域で展開できる人材を育成し、地域での健康づくりや介護予防の普及を図り、住民相互に支えあう地域づくりを目指す。
【分野】 高齢・介護 【実施事業】 介護支援サポーターポイント事業 【担当課】 長寿福祉課	【支援対象者】 市民
	【実施方式】 委託
	【実施機関】 鯖江市社会福祉協議会
	【事業内容】 ４０歳以上の人が介護支援サポーターとして、市が指定した介護施設・介護予防事業などでサポーター活動（ボランティア）を行うとポイントが加算され、交付金を受けることができる。
【分野】 高齢・介護 【実施事業】 生活支援体制整備事業	【支援対象者】 市民
	【実施方式】 直営および委託

分野、実施事業および担当課	実施体制および事業内容
【担当課】 長寿福祉課	【事業内容】 高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進するため配置。１）資源開発（地域の不足するサービスの創出、サービスの担い手養成、担い手が活動する場の確保など）２）ネットワークの構築（関係者間の情報共有、サービス提供主体間の連携体制づくりなど）３）地域の支援ニーズとサービス提供主体の活動のマッチング 第１層：市、鯖江市社会福祉協議会 第２層：各地区公民館に地域支えあい推進員を配置
【分野】 障がい 【実施事業】 地域活動支援センター事業 【担当課】 社会福祉課	【支援対象者】 障がいのある人
	【実施方式】 委託
	【事業内容】 障がいのある人に、創作活動または生産活動の機会を提供、社会との交流促進等地域の実情に応じて柔軟に実施。
【分野】 子育て 【実施事業】 地域子育て支援拠点事業 【担当課】 子育て支援課	【支援対象者】 子どもおよびその保護者
	【実施方法】 直営
	【支援機関】 子育て支援センターにじいろ
	【事業内容】 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進、子育てに関する相談・援助の実施、地域の子育て関連情報の提供、子育ておよび子育て支援に関する講習等
【分野】 生活困窮 【実施事業】 鯖江市ご近所福祉ネットワーク推進事業 【担当課】 社会福祉課	【支援対象者】 市民
	【実施方法】 補助
	【支援機関】 鯖江市社会福祉協議会
	【事業内容】 誰もが経済状況や心身の状況如何に関わらず、住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らすことができるまちづくりを目指し、地域住民が協力して支援が必要な人を見守る仕組み、話し合いの仕組み、助け合いの仕組みづくりを推進する。

３　支援会議・重層的支援会議について

多職種・多機関の連携・協働による包括的な支援を実施するため、支援会議また

は重層的支援会議を開催します。

（１）支援会議

開催時期	随時開催（個別事例ごとに開催）
構 成 員	関係各課、支援関係機関、関係機関等
事 務 局	福祉総合相談室
内　　容	本人から個人情報の共有にかかる同意を得られていないものの、緊急的または予防的に支援の体制を検討する必要がある事例について、支援関係機関間で情報の共有や見守り、支援体制の検討を行う。 支援会議は、社会福祉法第１０６条の６に規定されており、出席者に守秘義務が課せられる。

（２）重層的支援会議
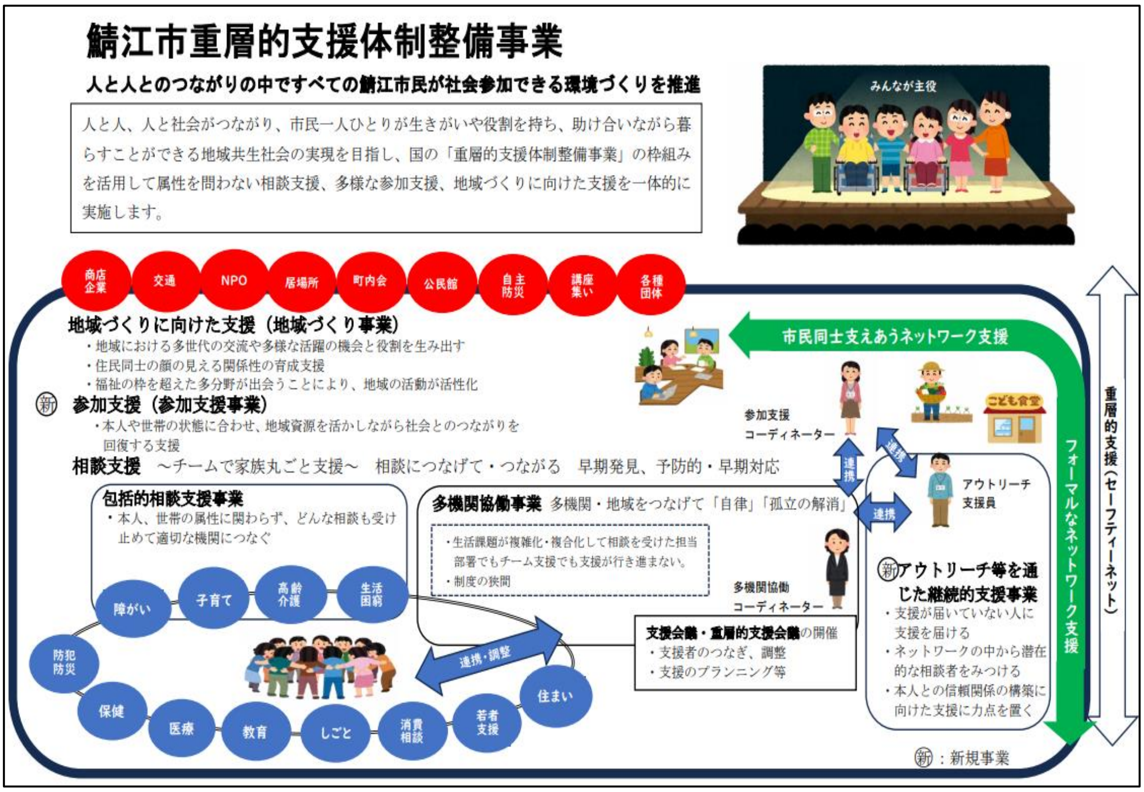
開催時期	随時開催（個別事例ごとに開催）
構 成 員	関係各課、支援関係機関、関係機関等
事 務 局	福祉総合相談室
内　　容	複雑化・複合化した課題を抱える人・世帯について、本人から個人情報の共有にかかる同意を得た事例について、支援関係機関間で①支援プランの適切性の協議②支援提供者による支援プランの共有③支援プランのモニタリングおよび終結時の評価④社会資源の充足状況の把握と開発に向けた検討を行う。